

規制シート(様式)

(別紙1)

060194700540002

平成28年4月6日

規制の名称	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)	所管府省	公正取引委員会
根拠法令等	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	官房参事官 石谷直久
規制目的	我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにすることによって、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てることを目的として策定されたもの。		
規制内容の概要	<p>流通・取引慣行ガイドラインでは、垂直的制限行為のうち、取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限、流通業者の競争品の取扱いに関する制限、流通業者の販売地域に関する制限のうち「厳格な地域制限」等といった特定の行為類型については、「市場における有力な事業者(メーカー)」が行う場合であって、その行為によって、市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる旨の独占禁止法上の考え方を示している。</p> <p>この「市場における有力な事業者(メーカー)」と認められるかどうかについては、当該市場におけるシェアが10%以上、又はその順位が上位3位以内であることが一応の目安とされており、市場におけるシェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下である事業者が特定の制限行為を行う場合には、通常、市場閉鎖や価格維持のおそれはなく、違法とはならない。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、「いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討」について所要の検討を行い、平成27年度中に結論を得ること、また、現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、流通・取引慣行ガイドラインの改正を行うことが求められているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記規制改革実施計画を受けて、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について所要の検討を行ったところ、流通・取引慣行ガイドラインを一部改正することとし、同ガイドラインの改正案を公表し、パブリックコメント手続を開始した。(平成28年3月28日公表) 改正案においては、流通・取引慣行ガイドラインの第1部(事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針)及び第2部(流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針)ともに、いわゆるセーフ・ハーバーについて、現行の「市場におけるシェア10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下」から「市場におけるシェアが20%未満」(順位基準の廃止)に改めることとしている。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>